

大型事業推進プラン

(令和3年度～令和10年度)

令和2年10月

登別市

目 次

1.	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1) 大型事業推進プランとは	
	(2) 策定の目的	
2.	基本的な考え方・・・・・・・・・・	2
	(1) 大型事業推進プランの位置付け	
	(2) 計画期間	
	(3) 対象事業	
	(4) 大型事業推進プランの更新	
	(5) 他計画等との関係	
3.	大型事業推進プラン・・・・・・・・	4
	(1) 大型事業推進プラン計上事業	
	(2) 大型事業推進プラン期間中の事業費	
4.	「大型事業推進」プランの再見直しに ついて・・・・・・・・・・・・・・・・	8

1. はじめに

(1) 大型事業推進プランとは

市では、平成25年度より、「中期財政見通し」の策定に併せて、大型事業推進プランを策定してきました。

大型事業推進プランは、財政運営の安定性を堅持しながら、喫緊の大型事業を着実に実施するために策定するものであり、プランに計上した事業については、「中期財政見通し」に反映することにより、財政的対応の可否と事業実施の財源的裏付けを明らかにします。

現在の大型事業推進プランは、平成29年3月に、平成29年度から令和6年度を計画期間として作成・公表したのですが、公表後、令和元年6月には、市役所本庁舎や消防本部新庁舎をはじめ、作成時点で想定していなかった大型事業に関する議論が本格化したことを踏まえ、令和6年度までの期間内において、内容の見直しを行いました。

大型事業推進プランについては、「中期財政見通し」同様、4年毎に、翌年度以降8年間を計画期間に更新することとしており、本年度は見直し年度にあたることから、「中期財政見通し」と併行し、内容の更新・見直しを行うこととしました。

(2) 策定の目的

大型事業推進プランは、次の目的をもって作成します。

- 今後8年間に実施する事業及び実施年度を明らかにすることにより、公共施設や都市インフラの整備、更新などを着実に実施するため。
- 中期的な財政見通しや今後の公債費の推計などを参考に、財政的な見地も踏まえて計画を策定することにより、喫緊の大型事業を着実に実施しつつ、財政運営の安定性を堅持するため。
- 今後8年間に実施する大型事業を明らかにすることを通じて、広く市民のみなさんに行財政運営への理解を深めていただくため。

作成にあたっては、既計上事業について、直近決算等を基に事業費等の見直しを行ったほか、新規事業については、各分野の行政需要等を勘案し、広く検討を行いました。また、実施時期等を判断するにあたっては、併行して更新・見直しを進める「中期財政見通し」と連動することにより慎重に検討を行いました。

2. 基本的な考え方

(1) 大型事業推進プランの位置付け

大型事業推進プランは、現時点で必要性が生じている公共施設等の整備事業のうち一定要件に該当する事業を対象に策定し、社会状況や財政状況に大きな変化がない限り、期間中の予算編成における事業選択は、大型事業推進プランに基づくことを基本とします。

また、各事業に係る登載事業費は、現時点で試算される額とし、後年度の予算計上額はこの額を目安とします。

(2) 計画期間

令和3年度から令和10年度まで

(前期：令和3年度から6年度／後期：令和7年度から10年度)

※登載事業の財源的裏付けを明らかにする観点から、併行して更新・見直しを行う「中期財政見通し（令和3年度～令和10年度）」と同一の期間とする。

(3) 対象事業

普通会計（一般会計及び学校給食事業特別会計）で実施される事業のうち、策定時点で実施の必要性が生じている公共施設等（道路、橋りょう等を含む）の整備事業（建替、大規模改修、耐震化など）及び動産の購入事業のうち、期間中の総事業費が30百万円以上の事業とします。

なお、廃止施設等の除却事業については、新たに除却に特化した推進プラン（「廃止施設等除却推進プラン」）を策定することとしましたので、今回の更新・見直しからは計上しておりません。

※対象事業は令和3年度以降開始事業だけでなく、令和2年度以前からの継続事業のうち、令和3年度から令和10年度の総事業費が30百万円以上の事業を含む。

※大型事業推進プラン策定時点で検討中である公共施設等の更新や整備事業などについては、実施を決定した段階でプランに追加し登載する。

(4) 大型事業推進プランの更新

前期4年間の終了年度に、中期財政見通しと併せて、後期4年間の見直しを行うとともに、5年目以降4年間の大型事業推進プランを新たに策定することとし、以降、該当年度にこの作業を繰り返すことによって更新・延長していきます。

したがって、今回は、令和3年度から6年度までの内容を見直すとともに、令和7年度から10年度までのプランを新たに作成します。

(5) 他計画等との関係

・「中期財政見通し」との関係

併行して更新・見直しを行う「中期財政見通し(令和3年度～令和10年度)」に、大型事業推進プラン登載の全事業を計上し、計上額はプラン登載額同額とします。

・「実施計画ローリング」及び「予算編成」との関係

大型事業推進プラン登載事業は、(プラン策定後に生じた特別な事由がない限り)登載額を目安に実施計画ローリングで採択を行い、予算計上することを基本とし、採択額の決定にあたっては、各年度の財政状況や事業内容を勘案の上、必要な調整を行うこととします。

また、実施計画ローリングでプラン未登載の対象事業が提出された場合には、通常通りローリングで実施の可否を判断し、その結果に基づき大型事業推進プランに追加登載します。

・「公共施設等総合管理計画」等との関係

平成27年度に策定した公共施設総合管理計画及び公共施設整備方針は、10年先、20年先を見据え、将来に向けた公共施設整備の基本的な考え方や施設配置のあり方を示すものであり、そこに掲げられた事業構想等が具体的事業に発展した段階で、中期的な財政見通し、公債費の推移などを踏まえて、大型事業推進プランへの登載を検討することになります。また、本年度策定を予定する個別施設計画は、既存施設を対象に今後50年間に見込まれる施設整備費を明らかにするものであり、プランが対象とする8年間の事業費については、計画計上見込額を大型事業推進プランに登載します。

・「総合計画第3期基本計画」との関係

基本計画は、基本構想実現のために計画期間中に取り組むべき施策を、実施計画は、施策実現のために基本計画期間中に取り組むべき事業を示すものですが、大型事業推進プランには、実施計画に掲げる事業のうち、現時点で確実に取り組むべき事業を登載します。また、大型事業推進プラン未登載の事業については、具体的事業に発展した段階で、中期的な財政見通し、公債費の推移などを踏まえて、大型事業推進プランへの登載を検討することになります。

3. 大型事業推進プラン

(1) 大型事業推進プラン計上事業

①市民生活関連

(単位：百万円)

事業名	前期				後期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
葬斎場中間改修事業	13	12	7	15	15	9	43	6
クリンクルセンター中間改修事業	183	259	212	175	72	75	54	50
最終処分場整備事業		14	18	17	21	17		

市民生活関連では、葬斎場の中間改修事業を毎年度計画的に実施するほか、供用開始から20年以上が経過した最終処分場の整備事業を実施します。

また、クリンクルセンターについては、現施設の使用年限が令和11年度までとなっていることから、令和4年度を目途に、令和12年度以降のごみ処理のあり方をお示しすることとしており、今回のプランにおいては、現長寿命化計画に基づき、現施設の中間改修事業費を仮計上しました。このため、ごみ処理施設に関する事業費については、ごみ処理のあり方をお示しした後に、その内容を踏まえて見直しを行うこととします。

②保健福祉関連

(単位：百万円)

事業名	前期				後期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
鉄南ふれあいセンター長寿命化事業	5	3	24					
総合福祉センター長寿命化事業		3	2	41	5	7		
認定こども園整備事業補助金			225					

保健福祉関連では、本年度策定予定の個別施設計画の内容を踏まえ、鉄南ふれあいセンター及び総合福祉センターについて、長寿命化事業を計上しました。

また、民間事業者が、栄町保育所の後継施設として認定こども園を整備することを想定し、令和5年度に当該事業に対する補助金を計上しました。

③商工関連

(単位：百万円)

事業名	前期				後期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
(仮称)登別市情報発信拠点施設整備事業	214	653	66					
JR登別駅エレベーター設置事業補助金	7	146	146	146	146			

商工関連では、令和5年度の完成を目指し、(仮称)登別市情報発信拠点施設整備事業を実施するほか、懸案であったJR登別駅エレベーター設置事業について、設置に係る経費を工事年度に補助することを前提に、設置主体であるJR北海道に対する補助金を計上しました。

④都市整備関連

(単位：百万円)

事業名	前期				後期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
道路付属施設整備事業	85	87	79	66	46	42	37	22
橋梁長寿命化事業	45	45	45	45	45	45	45	45
道路排水対策事業	107	89	94					
市道舗装排水整備事業	100	100	100	150	150	150	150	150
除雪機械更新事業		36		30		33		
来馬演習場周辺排水路整備事業	50	50	50	50	50			
片倉10号線法面整備事業	81	81	62	61	61			
市道石山通り整備事業		6	44					
市道富岸63号線整備事業	8	40						
ポンヤンケシ川改修事業	30							
都市公園施設長寿命化事業	37	37	37	37	37	37	37	37
市営住宅給水設備改修事業						8	71	13
市営住宅エレベーター更新事業					1	6	55	1
市営住宅長寿命化事業	34	37	27	37	42	6	16	76
市営住宅計画修繕事業	13	12	12	12	5	5	5	5
市営住宅(千代の台団地)建替事業	748	402	70					

都市整備関連では、土木関連事業として、道路付属施設の修繕等を毎年度計画的に実施するほか、策定済の長寿命化計画に基づき、橋梁長寿命化事業を毎年度実施します。

また、道路排水対策事業は令和5年度の完了を目指し、市道舗装排水整備事業は市内各所の市道及び排水路の改良のためそれぞれ毎年度実施するほか、除雪車両の老朽化の状況を踏まえ、除雪機械更新事業を実施します。

その他、来馬演習場周辺排水路整備事業、片倉10号線法面整備事業を令和3年度から7年度まで、北海道によるJR登別駅前広場の整備に併せ、市道石山通り整備事業を令和4年度から2カ年で、消防本部新庁舎の建設に併せて、市道富岸63号線整備事業を令和3年度から2カ年でそれぞれ実施するほか、ポンヤンケン川改修事業を実施します。

公園関連事業としては、策定済の長寿命化計画に基づき、都市公園施設長寿命化事業を毎年度実施します。

住宅関連事業としては、昨年度策定した市営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅給水設備改修事業、市営住宅エレベーター更新事業、市営住宅長寿命化事業、市営住宅計画修繕事業を計上したほか、現在進行中の千代の台団地建替事業を令和5年度まで毎年度実施します。

⑤消防関連

(単位：百万円)

事業名	前期				後期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
消防本部新庁舎建設事業	65	175	1,575	280				
消防分団施設整備事業	13		3	23				
消防車両更新事業	33	57		30	6		180	

消防関連では、令和6年度の完成を目指し、消防本部新庁舎建設事業を実施するほか、登別支署と登別温泉支署の統合に伴い、各分団施設の整備事業を実施します。

また、消防車両の老朽化の状況を踏まえ、消防車両更新事業を実施します。

⑥教育関連

(単位：百万円)

事業名	前期				後期			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
小中学校長寿命化事業		15	102	109	573	459		
市民会館整備事業	21	2	7	9	42	53		
鷺別公民館整備事業	10	2						11
学校給食センター整備事業	29	7						

教育関連では、既に策定された長寿命化計画に基づき、小中学校の長寿命化事業を実施するほか、同計画に基づき、市民会館整備事業及び鷺別公民館整備事業を実施します。

また、老朽化が進む学校給食センターについて、施設改修や設備更新を実施します。

(2) 大型事業推進プラン期間中の事業費

プラン期間中の事業費等は、市民生活関連で前期9億2千6百万円、後期3億6千1百万円の計12億8千6百万円、保健福祉関連で前期3億3百万円、後期1千2百万円の計3億1千5百万円、商工関連で前期13億7千7百万円、後期1億4千6百万円の計15億2千2百万円、都市整備関連で前期34億6千5百万円、後期15億3千万円の計49億9千4百万円、消防関連で前期22億5千4百万円、後期1億8千6百万円の計24億4千万円、教育関連で前期3億1千4百万円、後期11億3千8百万円の計14億5千2百万円となっています。

この結果、8年間の登載総事業本数は31本、事業費は、前期86億3千8百万円、後期33億7千2百万円、計120億1千万円となっています。

※各事業における事業費は、年度ごとに四捨五入しているため、合計額と一致しない場合があります。

4. 「大型事業推進プラン」の再見直しについて

今回の大型事業推進プランの更新・見直し作業は、新型コロナウイルス感染症の拡大により社会情勢が大きく変化し、財政環境が不透明感を増す中で行われました。

新型コロナウイルス感染症が市の財政運営に与える影響については、併行して更新・見直し作業を行った「中期財政見通し」の中で、その規模や範囲等を検証しましたが、過去に例を見ない緊急事態であることなどから、実際の影響額は今回試算値を上回る可能性が否定できません。仮にその乖離が想定を大きく上回った場合には、今回プランに計上した大型事業の実施自体を再検証する必要性が生じるものと考えております。

また、市役所本庁舎建替事業については、昨年度実施した前回見通しの見直し時に、今回の更新・見直しにおいて、具体的な実施スケジュールを決定する考えをお示ししておりました。

しかし、その後、北海道による津波浸水予測図の見直しに伴い、基本計画等の再検証を行う必要性が生じたことから、建設時期についても、令和3年度中にあらためてお示しすることとし、今回の大型事業推進プランでも同事業の反映を見送りました。

このため、来年度、実施時期を判断する際には、「中期財政見通し」と併せて、大型事業推進プランを再度見直し、財政運営への影響を勘案した上で検討する必要があると考えております。

こうした点を総合的に勘案した結果、今回策定した「大型事業推進プラン（令和3年度～令和10年度）」については、市役所本庁舎建替事業に関する検討状況などを踏まえ、令和3年度に、再度、（対象期間の範囲内において）見直しを行いたいと考えております。